

第3回 大分県在籍型出向等支援協議会

議事次第

日時：令和5年1月30日（月）14:00～15:00

場所：オンラインによる開催

議 題

- 1 産業雇用安定助成金を活用した在籍型出向支援について
- 2 在籍型出向の実施状況について
- 3 意見交換

【 配付資料 】

資料1：大分労働局説明資料（産業雇用安定助成金を活用した在籍型出向支援について）

資料2：産業雇用安定センター大分事務所説明資料（在籍型出向の実施状況について）

参考資料：大分労働局（人材開発支援助成金について）

大分県在籍型出向等支援協議会 設置要綱

1 目的

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされる企業が増加する中で、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で、在籍型出向により労働者の雇用を維持するために、地域において関係機関が連携して、出向の情報やノウハウの共有、送出企業や受入企業開拓等を推進することを目的として、大分県在籍型出向等支援協議会（以下「地域協議会」という。）を設置・開催する。

2 構成員等

地域協議会の構成員は別紙のとおりとする。地域協議会は、必要に応じて、構成員の追加及び関係者の出席を求めることができる。

3 協議事項

地域協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域における雇用過剰、人材不足等現下の雇用情勢に関すること。
- (2) 地域における出向の送出企業や受入企業の情報・開拓に関すること。
- (3) 地域における関係機関間の連携に関すること。
- (4) 地域における出向支援のノウハウ・好事例の共有に関すること。
- (5) 各種出向支援策の共有など出向の効果的な実施の推進に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

4 事務局

地域協議会の事務局は、大分労働局職業安定部に置く。

5 その他

- (1) 地域協議会の議事については、別に地域協議会で申し合わせた場合を除き、原則として公開とする。
- (2) この要綱に定めるもののほか、地域協議会に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和3年5月26日から施行する。

大分県在籍型出向等支援協議会 構成員

| 区 分 | 構 成 員 (機 関 ・ 団 体 名) |
|--------|--------------------------|
| 経済団体 | 大分県経営者協会 |
| | 大分県商工会議所連合会 |
| | 大分県中小企業団体中央会 |
| | 大分県商工会連合会 |
| 労働団体 | 日本労働組合総連合会大分県連合会 |
| 各種団体 | 大分県社会保険労務士会 |
| 金融機関 | 株式会社大分銀行 |
| | 株式会社豊和銀行 |
| 出向支援機関 | 公益財団法人産業雇用安定センター大分事務所 |
| 行政機関 | 大分労働局職業安定部 |
| | 大分県商工観光労働部雇用労働政策課 |
| | 経済産業省九州経済産業局 |
| | 国土交通省九州地方整備局 |
| | 国土交通省九州運輸局 |
| | 国土交通省大阪航空局福岡空港事務所 |